

茨城工業高等専門学校企業実習実施要項

〔平成11年4月1日〕
制 定

(目的)

第1条 企業における実習体験を通して、産業界の技術、動向を体得し技術者として必要な資質を養うことを目的とする。

(実習学年及び期間)

第2条 教育課程による授業の一環として、第4学年で行う。

2 実習を行う期間は、1週間以上とし、原則として夏季休業期間とする。

3 企業実習の履修を希望する学生(以下「実習生」という。)は、実習申込書を学級担任へ提出するものとする。

(実習機関)

第3条 実習を行う機関(以下「実習機関」という。)は、各学科の第4学年学級担任の計画に基づき校長が決定する。

(学級担任の業務)

第4条 学級担任は、学科長の指示のもとに、次の各号に掲げる業務にあたるものとする。

(1) 実習機関等の選定、連絡、調整及び実習申込書の確認

(2) 実習中の留意事項(安全、就業心得等)の事前指導

(3) 実習生の実習状況の把握及び事故等、異常事態の処置及び報告

(経費)

第5条 実習に要する経費は、原則として実習生の負担とする。

(実習生の報告)

第6条 実習生は、実習中、災害及び個人の不注意による事故等が生じた場合は、速やかに学級担任へ連絡するものとする。

2 実習終了後は、実習先の指導責任者の認印を得た実習証明書及び実習報告書を学級担任へ提出するものとする。なお、この報告書は、実施機関の書式により実習機関に提出した写しでもよいものとする。

(評価及び単位の認定)

第7条 企業実習の評価は、学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規定の定めるところにより、各学科で行うものとする。

(保険)

第8条 実習生は、実習に当たり傷害保険に加入するものとする。

(事務)

第9条 実習に関する事務は、学生課教務係が行う。

附 則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。